

【イギリス】貴族院議員削減に関する議長委員会報告書

海外立法情報課長 塚田 洋

* 2017年10月31日、貴族院議長委員会は議員削減に関する報告書を発表した。新たに議員数の上限設定と任期制導入を行い、現在の議員の4分の1を超える226名の削減を目指している。

1 貴族院改革の経緯

イギリス議会の第二院に当たる貴族院（House of Lords）は歴史的な身分制議会の名残をとどめている。貴族院議員の大半は専門知識や経験に基づいて任命される一代貴族（Life Peers）であるが、世襲貴族（Hereditary Peers）や聖職貴族（Archbishops and Bishops：大主教及び主教）も一定の議席を有する（表1参照）。貴族院は法案の精査・修正機能に優れているとされる一方、議員定数、任期及び議員任命の明確なルールが存在せず、その構成に係る改革が長年続けられている。

これまでの改革の成果としては、1958年一代貴族法（Life Peerages Act 1958 (c.21)）により、女性を含む有能な人材を一代貴族として任命することを可能としたこと、1963年貴族法（Peerage Act 1963 (c.48)）により世襲貴族の一代限りの爵位放棄を認め、第一院である庶民院（House of Commons）へ転じる道を開いたこと、1999年貴族院法（House of Lords Act 1999 (c.34)）で世襲貴族の9割近くを削減したことが挙げられる。2012年にキャメロン（David Cameron）保守党・自由民主党連立政権が提出した貴族院改革法案は、①公選議員8割、任命議員2割、②450議席、③15年の任期制の導入等を含む野心的な内容であったが、与党内の造反で撤回されている。その後、2014年貴族院改革法（House of Lords Reform Act 2014 (c.24)）や2015年貴族院（除名及び停止）法（House of Lords (Expulsion and Suspension) Act 2015 (c.14)）により、議員の辞職、登院停止等を可能にする小規模な改革が続いている。

現在の貴族院議長ファウラー卿（Lord Norman Fowler）は、貴族院改革を進めるため、2016年12月に議長委員会を設置し、まず議員削減に関する具体案を報告書¹にまとめさせた。

表1 貴族院議員の内訳（2017年10月1日現在）

	一代貴族	世襲貴族 (定数 92)	聖職貴族 (定数 26)	合計
大主教及び主教	0	0	24*	24
保守党	201	49		250
中立議員**	153	32		185
労働党	195	4		199
自由民主党	96	4		100
他の小政党等	40	2		42
請暇中の議員等	23	1		24
総数	708	92	24	824

* 2議席は空席となっている。

** 学識経験者や実業家等の非政治家が多く含まれ、一つの会派として行動する。

（出典）貴族院ホームページを基に筆者作成。

* 本稿におけるインターネット情報は2017年12月7日現在である。

¹ Lord Speaker's Committee on the Size of the House of Lords, *Report of the Lord Speaker's Committee on the size of the House*, 31 October 2017. <<https://www.parliament.uk/documents/lords-committees/size-of-house/size-of-house-report.pdf>>

2 報告書の概要

2017年10月31日に議長委員会が公表した報告書は、貴族院改革に係る法改正が容易でなかった歴史に学び、現行法の枠内で政治的にも実行可能と考えられる議員削減案を示している。したがって、任命制を前提とし、聖職貴族や世襲貴族の定数の問題にも触れていない。検討に当たっては貴族院の専門性維持、政党間及び議員間の公平性に配慮したという。

(1) 削減目標と達成時期

従来と同程度の任命が続けば、貴族院議員数はいずれ1,000名近くに達することから²、報告書は、議員数の上限を設定することを提案している。貴族院議員数は少なくとも現在の庶民院議員の定数（650名）を下回るべきとの判断から、議員数600名（聖職貴族を除けば574名）を目標に約15年かけて削減を進める。

(2) 削減手法

一代貴族及び世襲貴族の死亡・退職による欠員が2名発生するごとに1名を補充する「2減1増」方式を採用する。現職議員に退職を強制しない一方、新規任命議員については一律15年の任期を設け、直近5年間（2012年～2016年）の死亡・退職議員数125名を参考に、5年ごとの削減目標を設定している（表2参照）。欠員補充は原則として年1回とし、保守、労働、自由民主の主要3政党には、直近の庶民院選挙の獲得議席割合及び政党得票率の平均値に基づいて議席配分を行う。また、特定政党が過半数を占めないよう中立議員に議席の20%を配分する。そのほか、小政党や最高裁判事経験者の任命割合については別途、配慮が必要であると報告書は指摘する。削減目標に達した2032年以降は「1減1増」方式へ移行し、議員数を維持する。

表2 貴族院議員数の削減想定

	2017年	～2022年	～2027年	～2032年	～2037年	～2042年	～2047年
現職議員の死亡・退職		-150	-250	-200	-150	-50	0
新規任命議員		+75	+125	+174	+225	+175	+174
新規任命議員の退職		0	0	0	-75	-125	-174
議員削減数		-75	-125	-26	0	0	0
議員数（聖職貴族を除く）	800	725	600	574	574	574	574
総議員数	826	751	626	600	600	600	600

（出典）報告書を基に筆者作成。

(3) その他

報告書には法的拘束力がないため、実施には各政党、首相等との合意が必要である。しかし報告書が合意に至れば、削減案を遵守しない政党や議員に、2015年貴族院（除名及び停止）法に基づき対応する等、一定の強制力を持たせることは可能である。また、報告書は、貴族院指名委員会（House of Lords Appointments Commission）に、従来の任命に係る機能に加え、欠員議席数の管理と配分、議席配分をめぐる問題が生じた場合の調整を期待している。

参考文献

- ・山田邦夫「英国貴族院改革の行方一頓挫した上院公選化法案一」『レファレンス』747号, 2013.4, pp.25-45. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8200260>>

² 過去20年間（1997年～2016年）の一代貴族の任命は、年平均35名で任命時の平均年齢は58歳であった。平均在籍年数を25年と想定すると一代貴族は875名まで増加し、聖職貴族26名、世襲貴族92名を合わせて993名になると報告書は試算している。ibid., p.9.